

## 倫理規程の構成・内容等に関して

### 倫理規程は簡潔であるべきとのご意見とそれに対する委員会の見解

原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

#### 岡部茂様から頂いたご意見

多少、煩雑、重複のおもむきあり。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

文章が十分練れたものになっていないというご批判は甘受いたします。本委員会としては、倫理規定とは未来永劫不変なものでなく時代に応じて見直していくべきものであり、これからは改訂の作業を続けていくものと考えており、学会に倫理規定のフォローをする機関を設置するよう働きかける予定です。その作業を実施しながら重複点などは整理していきたいと存じます。

#### 古川和男様から頂いたご意見

経過および調査結果を知らないので、適切な意見かどうか分らないが、答えるのが最小限の倫理と思い率直に答えます。

ここまでの形にするにはかなりの努力を費やしたと思い、それには敬意を表しますが、そして「大賛成」と言ってしまうえば簡単ですが、段々に湧いてくるのは「違和感」です。

結論を先に述べますと、何かが必要だとしても精々 憲章（?適切な用語?）程度のもので充分 ではないかと思えます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

先ず倫理規定制定の背景を申し上げます。

最近大学における工学倫理の教育をしっかりとやる必要があるという声が工学教育関係者から出てきております。原子力界においても、一人一人の技術者、研究者が社会に対する責任を自覚し、自ら責任を自覚した職業人集団であることを明示する必要があります。このような背景から原子力学会が先ずその役割を果たすべきとして倫理規定制定作業が始まっております。

ところで近年原子力産業の中で深刻な事故が発生しておることは誠に残念な事態であります。しかし事故の対処療法としてこの倫理規定が出るものではありません。もっと長期的な視点で、近代科学技術の実用化に伴って発生する技術と社会との摩擦を緩和し、技術の安全性を高めることが目的です。そのために職業人が自らの責任を自覚することが倫理規定の根幹です。倫理規定を通して原子力学会の会員である研究者、技術者が社会との接点を考える機会になることを期待しております。もう一つの観点として、どちらかという

人間社会にうとくなりがち技術職業人に社会に対する責任を訴えるものがこの倫理規定ですが、このような社会的な視点を示すことによって、技術職業人が社会的な大失敗をすることを未然に防ぐことが倫理規定制定の期待するところです。会員に負担を強いるのではなく、むしろ会員を大きなトラブルから護ることが本倫理規定制定の趣旨です。

先ず先生のコメント冒頭にあります言葉、「大賛成」、「違和感」、「憲章程度のもので充分」は将に倫理規定制定について多くの方々が示される“気持ち”を表しており、本委員会でも多くの時間をかけ議論したところです。多少のというよりは相当の違和感をもたれることを覚悟の上で、上記の趣旨を踏まえ、具体的な行動指針がなければ単なる御題目に終わってしまい、倫理憲章制定の意義も失われてしまうという見地から、行動指針まで示しました。

#### 宮沢龍雄様から頂いたご意見

規定としては全体が長すぎるのではないかとと思いますが？これだけのボリュームでは読む気が起きなくなるのではないのでしょうか？一方行動指針の説明は短すぎて分かりにくくなっているところもあります。詳細は、副読本、解説集、または事例集にして説明を十分につくすことで、規定は簡単にしたほうが良いのかなとも思います。情報の発信の原則は、簡単・明瞭・真心、だと思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

極めてわずかな規範を提示することだけで会員が十分に考えるようになるというお考えを取るのであればそのようにするののも一つの方法です。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。その点をご理解いただきたいと存じます。

#### 匿名希望B様から頂いたご意見

規定そのものの内容には真摯な検討のあとは見られます。内容そのものに多くの異論を称えるものではありません。しかし、事故が何故起こるかという問題に精神論で対処しようとするに近く、問題の所在箇所の特定や合理的解決の方向性はむしろ見失った内容になっています。また、「会員の心構えと言行の規範を定める倫理規定」などという、謙虚さを欠いたように聞こえる表現自体に、このような規範は人間ならば、また原子力をやるものならば当然だろう。さもなければ、、、である。過去に聞いたことがある、ファシズムに続く、我が国独特の精神風土、言葉や議論が無い、問答無用の泥沼の臭いを感じています。到底、全員が一致して、かくも多くの規定に賛同するわけが無い。少なくとも、小生はどのような規範にも縛られない、縛られるとしても極めてわずかな規範であると考えています。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

極めてわずかな規範を提示することだけで会員が十分に考えるようになるというのならそのようにするのも一つの方法です。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。

#### 匿名希望D様から頂いたご意見

「行動指針」は具体的すぎて、個々には困難になりすぎている原案を、普通の会員が守れるようなものとするために削除し、前文で言う「心構えと言行の規範」に留めるよう、「憲章」までとする。憲章は気構え、決意を公約数として表したものでよく、強制的なものとしな。名称も倫理規定でなく「倫理憲章」とする。憲章の7は会員に被雇用者とは限らない指導的立場の人がいることと、法が規定することを指針としているので削除する。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

極めてわずかな規範を提示することだけで会員が十分に考えるようになるというのならそのようにするのも一つの方法です。しかし短く美しい言葉にはなんとなく同意してしまい、問題を更に深く考えさせる材料にはなりにくいのではないかと懸念しています。会員は先生のように常に深く考える人間だけとは限りません。考える出発点としてもらうという意図で、あえて疑問を感じるような表現も採用しております。その点をご理解いただきたいと存じます。

#### 匿名希望D様から頂いたご意見（再度）

全体を行動規範を示す憲章のみとし、義務や違反的表現になっている行動指針に表すのをやめる。会員はそれぞれの価値観に基づく倫理観をそれをきっかけに十分確立していけるであろう。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

行動の手引きについてはさらに検討を加えさせていただきたいと存じます。ただ、会員がばらばらにそれぞれの価値観に基づく倫理観を確立しさえすれば十分だとは考えておりません。会員の倫理観の共通部分をできるだけ詳しく明文化し、学会の内外に示していくことは次の意味で大切です。

公衆の生活に関わりのある活動、たとえば技術基準の策定などを行ないながら、倫理規程を示せない組織は、説明責任を果たしているとはいえません。原子力学会が責任ある学会となっていくためにも、一般のかたから会員がどのような倫理観で行動しているのかを示さねばならない時期にあると考えます。

どのように行動すれば倫理的行動といえるか、判断に迷う場面に全く遭遇しない会員はごく少数のはずです。多くの会員が程度の差こそあれ悩みながら倫理的行動を選んでいるのだと思います。これまで学会の中でこのような議論が行なわれてこなかったことこそが問

題だと考えます。事例研究を進め、どのように振舞うべきかについて適切な道しるべを示していき、会員が悩む機会を少しでも減らすためにも、詳しく書かれた倫理規程は存在価値があるのだと思います。もちろん現段階では十分な道しるべとなっていないことは認めます。しかしそれに近づける努力そのものは否定しないでいただきたいと存じます。

## 第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

### 匿名希望M様から頂いたご意見

憲章の項目の数が多すぎて、憲章が主張するポイントがぼやけている。前記の観点で憲章の項目を絞ってはどうか。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12回答）

原子力学会の倫理規程は原子力学会会員の専門活動の道しるべとするものです。したがって平和利用への限定・人類への貢献等以外にも安全確保の最優先など大切な規範に触れる必要があります。私たちとしては項目の数は必要最小限に絞ったつもりです。ご理解ください。

## 倫理規程の構成・条文相互関係についてのご意見とそれに対する委員会の見解

### 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

#### 匿名希望A様から頂いたご意見

何らかの構造化の必要性 例え、守るべき価値の順序付け（公衆、雇用者、技術者）を検討するとよい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

守るべき順位については、「全てに優先」、「行動する」、「努力する」という言葉の選択で、ある程度配慮したつもりです。公衆の安全と雇用者の権利とでは、前者に優先順位を与えています。技術者（会員）自身は公衆の一員と考えるならその安全は雇用者より優先されますが、自らの利益のために雇用者の権利を侵してはならないことは言うまでもありません。なお、この倫理規定は最終版とは考えておりません。今後改定の努力を重ねることも会員の倫理意識向上のため重要なことと考えております。ご指摘の点は今後の改定の際に活かす方向で参考とさせていただきます。

#### 岡部茂様から頂いたご意見

「守秘義務と情報の公開」 - 5-3. と「非公開情報の取り扱い」 - 5-4. とは相互に矛盾しないか？ 「会員（個人）」はいかに振る舞えば良いのか？ 公開する必要は無いのか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

5 - 3 . は公衆の信頼、安心を失わないため必要な情報は公開しなければならないという原則を述べたものであり、5 - 4 . はその原則の例外を述べたもので、矛盾はありません。なお、個々の会員がいかに振る舞えば良いのかは状況ごとに異なり、最良の解が一つに定まるというものではありません。倫理規定はその際の道しるべを与えるに過ぎません。現実には5 - 3 . と相反してくるのは5 - 4 . よりむしろ憲章第 7 条の規定だと思われます。「誠実な被雇用者として振る舞い」、「組織を害するような情報を公開するな」と圧力が掛かる状況が想定されます。そのようなときでも「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には公開せよ」と言っているのが5 - 3 . です。

#### 斎藤了文様から頂いたご意見

倫理規定相互での矛盾はないか

2 - 7 (現在は2 - 9) では、「公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」と言われている。(公衆の安心は2 - 7 (現在は2 - 9) で定義されている。) 5 - 3 では、「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には、これをすみやかに公開しなければならない」と言われている。

2 - 7 (現在は2 - 9) を踏まえた上で、5 - 3 を読むと、公開すべき情報は技術者がどの程度誠実であるかという情報のようにも読める。例えば、原発から漏れた客観的な放射の量という情報ではなく、その情報を「隠していない」という情報に読める。

これは、2 - 7 (現在は2 - 9) の公衆の安心の定義が、少し狭いことに由来するよう思える。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

たしかに「公衆の安心」は、旧2 - 7 (現2 - 8) (現在は2 - 9) に定義するよりも広く、原子力技術を扱う者が及べないことまで含むことがあるかも知れませんが、この倫理規定ではあえてこの定義に基づいて会員の在り方を示しました。その上で公衆に信頼され安心感を持たれるためには、例えば原発から放射能が漏れた場合には、その具体的な内容に関する情報を公開する必要があるでしょう。(なお2 - 7 は今回の改訂で2 - 8 (現在は2 - 9) になっております)

(その後、5 - 3 の条文において「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合」の表現は削除した。)

#### 宮沢龍雄様から頂いたご意見

憲章5番目の“公開を原則とした行動”と7番目の“...・受託者として誠実に行動する”事とは矛盾ではありませんか?特に企業での会員の「企業秘密」、公務員の「守秘義務」と「公開」はどのように行動すれば良いかは難しくなります。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

公開を原則とした行動とは具体的には行動指針5 - 2、5 - 3に述べるものです。ただし、

5 - 4のような例外もあります。この公開の原則が企業での「企業秘密」、公務員の「守秘義務」などと相反する状況はたしかに考えられます。特に、公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報とは何かという判断は非常に難しいものです。行動指針もそれに従えば自動的に倫理的問題を解決できるというものではないのです。それでも倫理規定を制定する意義は、会員が日頃倫理的行動とはいかなるものかを考える材料を与えることにあります。倫理規定制定をひとつの機会として「公開を原則とした行動」についても会員がそれぞれの立場に即して考えることを期待しています。

#### 殿岡衛様から頂いたご意見

前文における「原子力による人類の福祉と持続的発展」ならびに「地域と地球の環境保全」への貢献という表現は、時により、相反することになりはしないか、その場合、この順序で重要なのか、ということについて、どのような検討がされたのかお聞かせいただければ、私の勉強になると思います。(環境倫理と生命倫理の違い?)

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

前文の「原子力による人類の福祉と持続的発展」と「地域と地球の環境保全」の二つが相反することもありうることは委員会でも話題となりました。なお、前文や憲章については項目の順序についても検討がなされています。この順で並べたのはこの順で重要と考えているとお考えになって差し支えございません。

### **第2回原子力に関する倫理研究会(2004年7月23日開催)で頂いたご意見**

#### 匿名希望G様から頂いたご意見

憲章の全体として、学会の設立趣旨の項目と倫理規定としての項目が並存しているように見られる。憲章3、8などは、倫理面よりも設立趣旨に近い。憲章を咀嚼しようとするとき、若干の違和感がある。方向性を揃えると飲み込みやすい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.7.12回答)

3条や8条が倫理面の規定というより設立趣旨に近いとのご指摘を頂きましたが、倫理委員会としては別の解釈を致しました。能力の向上なくして安全確保もありえない、また誇りなくして倫理的行動もありえないと考えております。なお、憲章の条文は基本的根源的なものから順に並べております。

#### 匿名希望L様から頂いたご意見

憲章1~8の並び順は多少違和感があった。例えば、3は5の後の方が収まりがよいように感じた。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2005.7.12回答)

貴重なご意見、大変ありがとうございました。委員会で慎重に検討させていただきました。

その結果を以下に回答させていただきます。

憲章第1条は「そもそも何のために原子力業務に携わるのか」を示すもので、これを最初に置いています。

憲章第2条は「安全最優先」で、最も大切な規範であることから2番目に置いています。

憲章第3条は専門家である会員に対し自己を磨くことを要求するもので、3番目に置くべき重要事項だと思います。

憲章第4条以下は第3条を受けたもので、専門家としてのわきまを述べています。順序としては第3条の次に来るべきものだと思います。

第3条を第5条の後におくべきというご意見は、第2条も第4条も安全確保に関することなので関連が深く、並べるべきではないかというお考えに基づくものではないかと推察いたします。しかし憲章の条文は上記のような視点で並べておりますので、このままとさせていただきますと存じます。

## 2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

### 成澤俊輔様から頂いたご意見

5-2<情報の公開>によれば、“原子力に係る情報は、適切かつ積極的に公開する”とありますが、5-4<非公開情報の取り扱い>では“核不拡散や核物質防護、公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開する必要はない”とあります。公衆に対して利益になりえるのか損害を与えるのかの線引きはどこにあるのか疑問が残ります。また、公衆に対してこの情報が利益をもたらすのか、損害を与えるのかを誰が判断するのも明確にされていないと思います。(5-4)の核不拡散・核物質防護の情報の非公開の部分は条文の中に入れておくべきだと思いますが、あえて後半部分の公衆の損益な情報の部分を加える必要はないと思います。よって、私の原子力倫理規程に対する改訂提案は(5-4)の条文の一部(公衆の安全・利益等のために公開することが不適切と判断されるものについては公開する必要がない)の削除です

### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2009.11.27回答)

線引きが明確にできないことを倫理規程で取り上げることについての疑問だと思います。

「公衆に対して利益になりえるのか損害を与えるのかの線引き」が難しいというご指摘はもっともですし、できればその線引きを「誰が判断するのか」を明確にすべきとのご指摘もその通りだと思います。ただ、ここでご理解いただきたいことは、倫理規程とは数値を代入すれば一意に答えが求まる公式のようなものではなく、配慮しなければいけない重要項目を列記したものだということです。

核不拡散や核物質防護の観点から公開すべきでない情報があることはご理解いただいていると思います。それ以外にも公開すべきでない情報はたくさんあります。法律でも、個人のプライバシーに関する情報、企業の経営に係る情報などは公開の必要はないとされてい

ます。しかし、公開することが公衆の利益だと判断される場合は、公開する必要があります。例えば、経営が悪化した企業は安全を軽視するかもしれず、経営情報開示が公衆の安全のため必要となる場合もあります。したがって行政機関の保有する情報の公開に関する法律では、個人や企業に係る情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は公開しなければいけないとされています。しかしこの「公にすることが必要であると認められる情報」の線引きはこの法律においてすら明確とされていません。関係する人全員が適切な情報公開のあり方について考え、適切に振舞うことで、問題の発生を防ぐしかないのです。5-4<非公開情報の取り扱い>は、「情報はすべて公開すればいい」といった安易な考えを戒めるものです。公衆の安全・利益等のため必要でない情報を、所属する組織のルールを犯して公開してはいけません。

なお、核不拡散や核物質防護の観点から公開できない情報の線引きも簡単ではありません。不適切な拡大解釈がなされると、公衆の安全・利益等のために公開することが適切と判断される情報が秘匿される恐れがあります。公開の適・不適の判断は核不拡散や核物質防護に係る情報についても要求されていることをご理解ください。

## 倫理規程の用語解説・平易な表現等のご要望とそれに対する委員会の見解

### 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

#### 宮沢龍雄様から頂いたご意見

行動指針についてはあまりにも多くの事柄が盛り込まれているような感じがします。しかも項目が多いため説明が中途半端になっているようですので、事例集的な書物を発行する事にしたらどうでしょうか？項目別のコメント疑問点を以下に列挙します。

行動指針の中身も多少見方を変えると矛盾を感じさせる部分もあります。その一例は1-1の「人類の福祉」と憲章の1,の「平和」、2の「公衆の安心感」は同じ物が違うものが判別できません。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21回答）

「平和」は「人類の福祉」の前提条件かもしれませんが、「人類の福祉」は「平和」だけで達成できるものではありません。「公衆の安心感」は「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」もので、関係ないとはいえませんが「人類の福祉」や「平和」とは別物です。文章が十分練れていなくて申し訳ありませんが、言葉の選択には注意を払ったつもりであります。

（憲章2条は当時「・・・公衆が安心感を得られるよう努力する。」となっていた。）

### 第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見



#### 井上洋一様から頂いたご意見

書かれている文面が難解（私にとって）であり、よく読んで解説を見てもどのように考えるべきなのか理解に迷うところが多々あります。本倫理規程類が、会員向けに作成されたもので、一般の方々をあまり意識したものでなければ、この内容でよいのかも知れませんが、会員以外の多くの人に見てもらい、当会員がどのような考え方で行動等を行っているか（しようとしているのか）理解してもらうことも含まれているのであるならば、もう少し一般の方々の視点を意識した用語の使い方が必要なのではないのでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

ご指摘は理解いたします。こちらの能力不足で難解な表現になっている点は反省しております。これからもご意向に沿うように努力いたします。なお、規程内の用語については同じ用語でも専門分野などにより異なった使い方をされることを考慮し、倫理委員会としての用語の解説をホームページに記載しております。まだまだ不完全ではございますが、ご一読いただければ幸いです。

#### 匿名希望K様から頂いたご意見

全体に良く出来ていると思います。個人の能力の問題かもしれませんが、多少難しい言葉（例えば、災禍、希求、研鑽、銘記など）があり、もう少し分りやすい言葉で書いていただけると良いのではないかと思います。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

貴重なご意見、大変ありがとうございます。委員会で慎重に検討させていただきました。その結果を以下に回答させていただきます。

ご指摘はごもっともだと存じます。しかしながらある程度はやや難しい言葉が混じるのはご勘弁いただきたいと存じます。その理由の一つは、倫理規程はできれば心に残るものにしたいことです。「おや！」と思うような語彙を使うこともそのためには必要ではないかと思えます。もう一つの理由は、倫理規程はなるべく簡潔な表現を選び、短くしたいということです。たとえば「希求」とは「得たいと願い、手に入れようと望むこと」です。「銘記」とは「深く心にきざみつけて忘れないこと」です。平易にするとどうしても長くなってしまいます。格調が高く簡潔で分かりやすい表現を今後とも目指していきますが、委員の能力の問題もあり、不十分な点はご容赦いただければ幸いです。なお、規程内の用語については同じ用語でも専門分野などにより異なった使い方をされることを考慮し、倫理委員会としての用語の解説をホームページに記載しております。まだまだ不完全ではございますが、ご一読いただければ幸いです。

#### 匿名希望M様から頂いたご意見

使われている用語についての解説が付けられているが、単なる用語の解説よりも各条項の

持つ意味についてわかりやすく解説してはどうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

用語解説はまだ不完全なものです。今後、ご指摘の点を踏まえ、改善を心がけたいと存じます。

## 倫理規程の表現等についてのご意見とそれに対する委員会の見解

### 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

#### 岡部茂様から頂いたご意見

「憲章」- 8、「荣誉」を高めるは、馴染みにくい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

現在は原子力関係の従事者は仕事に対する誇りを持ちにくい状況に置かれているように感じます。しかし会員が公衆に対する義務を果たすには、単なる義務感だけでなく仕事についての誇りが必要だと考えます。誇りを持って仕事に従事することはある意味では倫理を高める究極の目標ともいえるものです。他の条文と違ってやや具体性に欠けることは否定しませんが、残すことをお認め頂ければ幸いです。

#### 斎藤了文様から頂いたご意見

1 - 1の「したがって」というのが、良く分からない。

つまり、原子力の分野が多岐にわたっていることを理由にして、どうして、災禍をまねくとか、福祉に貢献するといった帰結を出そうとするのか、分かり難い。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘のとおり、「したがって」は論理的に分かりにくいので削除します。なお、前の文と次の文の関係ですが、「多岐にわたる全ての分野において災禍を招く可能性があることを認識し、多岐にわたる全ての分野において人類の福祉に貢献するよう行動しなければならぬ。」の意で、「したがって」を削除すれば理解されると思います。

#### 宅間正夫様から頂いたご意見

「原子力が人類に著しい利益をもたらすとともに、<極めて稀といえども>大きな災禍も招く可能性<リスク（or 危険性）>があることを我々は常に深く認識し、原子力による人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全への貢献を希求する。」とする。

理由：「可能性」は積極的に起こるイメージを与えそうなので「リスク」もしくは「危険性」の方がよくないか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

災害が起こりうることを会員が忘れないために、あえて「可能性」という表現を選んでお

ります。「極めて稀といえども」も同じ理由で不用と考えます。

#### 武田邦彦様から頂いたご意見

憲章の文章について

十分、検討された結果とは思いますが、

第一条「解決に向けて、・・・平和利用に徹する」という文章のつながりは、むしろ「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」というのはどうでしょうか？「平和利用」は限定項目であり、行動は「解決に努める」のでは無いかと存じます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

文章表現についてのご意見です。特に平和利用を強く表現したかったため、このような順序としたのですが、確かに文章のつながりから、ご指摘の方が良いので、採用させていただきます。

「会員は、原子力の平和利用に徹し、人類の直面する諸課題の解決に努める」

#### 古川和男様から頂いたご意見 1

6 - 2 . の「正しい」とはどういうものか？ 説明してほしい。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

6 - 2 は次のように変更され、「正しい」の記述は削除されました。

< 科学的事実の普及 >

6 - 2 . 会員は、専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。

（現在はさらに若干表現が改訂されている。）

#### 古川和男様から頂いたご意見 2

無数に「 ならない。」があるが、実行不可能・困難なものはないのか、文章製作者から見ても。願望??

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

憲章は基本的方向を示すものであり、「努力する」、「行動する」等の表現となっております。行動指針ではどのように行動するか具体的に示す必要があるわけですが、規範として行動すべきところを示す場合、「・・・ねばならない」、「・・・してはならない」と命令形にならざるを得ないことは御理解いただけるものと思います。

（現在は行動の手引でも「する」「に努める」という表現としている。）

#### 匿名希望 A 様から頂いたご意見

行動指針 2 - 5 , 2 - 6 (現在は 2 - 7 , 2 - 8 ) の「慎重に」とか「緊張感をもって」とか、曖昧な表現が多い。この点についての具体的システム作りが肝要なのでは(つまり、それ

に具体的に取り組み、不断にシステムを改善していくことが倫理として盛り込まれるべきでは)

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21 回答)

ご指摘の点はその通りだと思います。したがって倫理規定は改定を重ねていくべきだと考えます。

#### 河出清様から頂いたご意見

責任関係を明確にした完成度の高い案を：

「・・・ねばならない。」と書いてある規定案では、規定を守るのは会員の義務と理解できます。一方、回答では「倫理規定は会員の心構えと規範を自らの意思で外部に宣言するもの」と書かれており、会員は自己責任で規定を守るのであって、学会は責任を負わないこととなります。これでは、責任を取るのは個人であるから規定を守るかどうかは個人の判断に任されている、となり規定案と回答が矛盾しています。また、回答には、規定案は・・・そこまでの検討はしていない、・・・まだ不十分と考えており・・・、十分練れているとは思いません、などの記述があります。

(1)これから制定しようとする倫理規定の倫理とは何か、(2)規定の性格については(a)規定は全会員が守らねばならないものなのか、(b)守らねばならないのなら、賛同する会員と賛同しない会員をどうするのか、(c)守らねばならないのなら罰則を作るのか、(d)学会と会員はどこまで責任を負うのか、など基本的考え方および何故そのように考えるかの根拠について倫理委員の先生方、理事会の先生方は、会員が本当に納得するところまで、踏み込んで明確にして頂きたい。

委員の先生方は大変お忙しいとは思いますが、将来の学会員のために、完成度の高い規定をご提案頂きたくお願い申し上げます。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19 回答)

「しなければならぬ。」という表現は「する。」という決意表明の文に修正することとしたします。

「学会の倫理規程とは何か」についてのお尋ねですが、その内容は原子力の専門家が専門家として行動するとき守ることを心掛けると自ら宣言する基本方針です。倫理規程案を見ていただくとお分かりいただけるように、これはいくつもの条項からなります。会員が直面するのは、そのすべての条項を矛盾なしに守ることのできる状況ばかりとは限りません。一つの条項を守ろうとすると他の条項を守れないという状況に置かれる場合もありえます。そのような相反問題をどう解決するかは最終的には会員個々の責任に任せられます。程度問題ということもあります。どこまでは許され、どこからは許されないのか、その境界線を引く線引き問題の解を実際の状況ごとに出していく責任は、やはり会員個人に帰するので、倫理規程とは、それを機械的に適用しさえすれば倫理的問題を引き起こさずにすむというマニュアルではありません。倫理とは、最後は個人の責任でよりよい解を探し続ける

姿勢にあるといっても過言ではありません。しかしながら、結局は個々の会員に任せられるとしても、どのような解がより良いかを会員同士で議論し、例題として提示していくことは有用だと考えます。これを進めていけば、個人で悩む範囲を小さくしていくことができます。このような事例研究には時間がかかります。倫理規程制定委員会に引き続き設置が検討されているフォローアップの委員会では、事例研究にも着手すべきであると考えます。倫理規程が制定された後は、会員は自らの解釈のもとにその規程を守るべきです。守らない、守れないと考える会員は、どの条項が問題なのかを明示すべきです。それに基づき、規程の修正を続けていき、より良い倫理規程にしていきたいと考えます。

罰則の点ですが、委員会はこれについて提案せよという付託をまだ理事会から受けておりません。しかしフォローアップの委員会では何らかの提案をしたいと存じます。なお、これも委員会がするのは案作りまでで、決めるのは理事会であり総会であることをご認識おきください。

学会の責任も大きな問題です。たとえば倫理規程を守ったがゆえに所属組織から不利益を得た会員をどう救うのかなど、検討課題はたくさんあります。これもフォローアップ委員会の課題だと考えます。

倫理規程は委員会だけで作るものではないことは是非ともご理解いただきたいと存じます。委員会がどれだけ時間を掛けて案を練り上げて、会員の間で議論がなされなければ、学会の倫理規程とはなりえません。できる限り完成度の高い案作りを目指しますが、会員間の議論も盛り上げるようご支援を要望いたします。

## 第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見

### 井上洋一様から頂いたご意見

「憲章」「行動の手引き」全てに共通することですが、「行動する」「努める」「努力する」など、条文の内容により使い分けられています。そのことはわかるのですが、（内容によるのかも知れないが）「努める」や「努力する」という語句は、「行動する」に比べ、その条項に対する会員の意思が弱く受け取られるのではないのでしょうか。強い意志で行うという心構えにあるならば、そのことに向かって努力するのではなく「行動する」「行う」等明確に言い切る語句で表記されることが必要なのではないのでしょうか。

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12回答）

原則として、自らの意思だけでできることは「行動する」という表現を、他者との関係があって自らの意思だけでは必ずしもできないことは「努める」「努力する」という表現を用いています。例えば「社会の信頼を得る」ことや「組織を変革する」ことなどは「努める」「努力する」という表現にしています。

### 匿名希望G様から頂いたご意見

全体として、“・・・をしてはならない。”、“・・・をしなければならない。”と規定しづらいことは判るが、理解の面で一考の余地があると思われる。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

倫理規程とはそのまま教条主義的に従うものではなく、自分の言葉に置き換えて使うものだと考えております。このため、“・・・をしてはならない。”、“・・・をしなければならない。”といった法令のような文はあえて避け、“・・・する。”のような自ら宣言する形をとっております。これが分かりにくさを招いているのかもしれませんが、自分なりに解釈して使うことをお願いしたいと存じます。倫理的であるために楽をする方法はないというのが私たちの基本的考えです。

### **倫理規程に追加すべき内容のご提案とそれに対する委員会の見解**

#### **原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見**

##### 北岡逸人様から頂いたご意見

倫理規定案、大変興味深く読ませて頂きました。私は、プルサーマルを考える柏崎刈羽市民ネットワーク（<http://www.kisnet.or.jp/~hanyu/mainpage.htm>）の事務局長をしています。プルサーマルに関する住民投票実現運動に関わる過程で、現在柏崎市議会議員（<http://www.kisnet.or.jp/hayato/k.htm>）をさせて頂いています。

私は脱原発を望んでいますが、それまで安全・安心に暮らすため、是非とも原子力関係者に実践して頂く必要のある、「心構えと言行の規範」を規定されようとしていると感じました。原発に関する情報公開の制約などで、本当に困っていますし、原子力関係者の非倫理的な言動などで、不信や不満と恐怖をつのらせているからです。

しかし、この内容に問題を感じないわけではありません、いわゆる反・脱原発・核廃絶・環境保護団体などの、市民・住民・国際団体との健全で建設的な関係に関して・・・。国も法律で保護を定めた内部告発に関する態度・立場の表明・扱い、・・・などに関しても明確に規範を規定すべきであると感じます。

具体的な文案は考えていただければと思いますが、当方でも用意出来れば改めて送信致します。

尚、私は柏崎での日本原子力学会では、幾つかの会場に足を運び質問もしています。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

本規定は、日本原子力学会員それぞれのモラル向上のための守るべき心構えと、行動の規範を定めたものであり、特定の個人・団体との関係について定めたものではありませんが、原子力の健全な発展のためには、国民的合意のもとに進めて行くことが大切であり、このため、原子力にたずさわる人々、とりわけ指導的立場にある日本原子力学会員に対し、原子力にかかわるあらゆる立場の人々のご意見、ご質問（この中には、内部告発によるもの

も含まれますが)に対して謙虚に耳を傾け、自らの姿勢を正す不断の努力を促すためにも本規定が有効ではないかと考えております。

#### 匿名希望E様から頂いたご意見

行動指針 6 - 4として以下の事項を追加することを提案します。

「6 - 4 会員は、常に社会一般の合理的な常識に敏感で、自らの行動がこの常識に常に妥当するように行動しなければならない。」

(理由)

(1) 原子力に関する活動は常にフロンティアを開拓する先導的な活動を含むものであることから、その活動に参加している善意の者は、勢い社会を「教導」すべき立場にあると、認識しがちである。

(2) この感覚が高じたものとして、かつては「原子力モンロー主義」との用語が自己正統化のため用いられていたが、この用語が間違いであることは、原子力活動に対する社会側の近時の評価を考えれば明らかである。

(3) もちろん、原子力開発は未来の人類にとって必要不可欠な活動であり、原子力に対する社会側の偏見、無知に対しては、正しい情報を平易な形で積極的に提供する努力を会員は行わなければならない(この意味で行動指針 3 - 4 (現在は 3 - 5) 第2文(「特に専門家でない周囲の者に対しては、正確であると同時に分かりやすく説明する。」現在は削除されている)は正しい)。それは、会員としての責務であろう。しかし、「こんなに良いことを行っているのだから、理解が進めば、必然的に社会の側の協力が選られる。」との、一種傲慢な発想を持つ会員が未だに散見されることは、残念と言わざるを得ない。そのような発想では、前文に言う「社会における調和」を得ることは不可能であろう。

(4) すべからず会員は、社会常識のある謙虚さを持たなければならない。

(5) このように考えたとき、倫理規定(案)に会員の社会常識をかん養に関する項目が示されていないことは残念である。従って、上記の項目を追加していただきたい。会員は会員である前に適切な常識の有る社会人でなければならない。

(6) 哲学的にはカントの有名な言葉があるが、その感覚を会員は不断に身につけるよう自らを律するべきである。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21 回答)

ご提案の趣旨は 8 - 2 (現在は 8 - 3) と関係していると考えます。専門知識以外に「常識」が大切という趣旨はよく理解しますが、では「常識」とは何かとなると難しい問題となります。そのようなこともあり、とりあえずは原案通りとさせていただきたいと存じます。ただ、倫理規定に何をどこまで取り込むか、今後も検討を続けます。ご提案の趣旨は今後さらに検討させていただきたいと存じます。

#### 安達武雄様から頂いたご意見

倫理規定案についての意見を述べます。要点は公衆の安全だけでなく、「健康、福利」を追加することにあります。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

“公衆の安全、健康、および福利”とせよ、とのご意見ですが、ここではこれらを広義の安全に含めて理解しています。

### **第2回原子力に関する倫理研究会（2004年7月23日開催）で頂いたご意見**

#### 西村慶人様から頂いたご意見

多くの学会の倫理綱領が、知的財産権、特許、著作権などの尊重、という条文を掲げていますが、原子力学会の憲章にはこれに該当するものはありません。これはこういったものの尊重よりも情報公開の方が優先する、ということの意思表示でしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

そのように考えていただいて結構です。厳密にはそのような内容は憲章の第7条に含まれていると思いますが、それを明示的に書くことの必要性を指摘する会員は少なく、原子力という分野の特徴なのだと思います。将来的には7条関係の行動の手引にはそのような内容を盛り込むかもしれません。

#### 匿名希望J様から頂いたご意見1

原子力学会倫理規定に理念には法令、規則の遵守が謳われているが、憲章にも、法令、規則の遵守、安全の確保 に関する項目を追加したほうが良い。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

法令遵守は前文に明記している大前提であり、改めて憲章に重複する形では追加の必要はないと判断しました。ただ、第7条を少し改訂し、「あらゆる法や社会の規範に抵触しないかぎり」という表現をいれることで法遵守を今まで以上に強調しようと考えています。安全確保については第2条に「公衆の安全を全てに優先」との表現がありますので、これ以上の強調は必要ないと判断しました。

#### 匿名希望J様から頂いたご意見2

行動の手引きにも法令、規則の遵守に関する項目を追加したほうが良い。（公的資格の遵法などがあるがもっと全般的）

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

例えば2 - 2 . (現在は2 - 3 ) に「法令・規則を遵守することはもちろん」という表現があり、また3 - 2 . (改訂前の3 - 1 .) に「関係する法令や規則を学び」という表現があります。4 - 4 . の公的資格に関する法令遵守だけでなく法令・規則の遵守については注意を喚起していると考えております。



### 匿名希望J様から頂いたご意見3

行動の手引き：法令、規則遵守の違反に対する毅然とした姿勢についても追記したほうが良いのではないのでしょうか。（自分、外部からの要求）

### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

法令・規則遵守の違反に対しては罰則が科せられます。一方倫理規程は、法令や規則に規定されていなくても、また罰則はなくても守るべきものは守ることを要求しています。あまり法令・規則遵守ばかりを強調すると、法さえ守っていれば倫理的な行動だという誤解を招きかねません。そのことも配慮して、あまりに法令・規則遵守についてだけ述べることは避けております。

### 2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

#### 小林勝利様から頂いたご意見

憲章に、各機関・各企業などの賛助会員が該当する旨、文章に明記できないでしょうか？  
本論理規定は会員個人に対しての「責任」「義務」あるいは「戒め」とも思われる責任感を強調しているように感じられます。

よって、冒頭に示すように各機関・各企業 - 賛助会員に対するものは、さらに個人よりも重い責任と義務があるので、憲章の中にも対象を明記する必要があると考えます。

具体的には、「自主的」な発想・行動・問題提起とそれらを保障するためには各機関・各企業などにおける「民主的」な運営がなければ安全文化の醸成は計れないもの考えるからです。

行動の手引きで記載の＜組織の文化＞5 - 7 . で示す内容は特に重要と考えています。

#### 理由

日本の原子力研究開発の黎明期より、学会会議を中心として平和利用を進めるには「原子力三原則」の堅持が重要としてきました。しかしながら、原子力開発の歴史の暗い部分を省みますと、各機関・各企業では、「経営秩序の維持・生産性向上」が人間の尊厳とりわけ基本的な人権の上に置かれ、思想、信条の自由および性に対する差別が歴然と行なわれ、この事実は枚挙にいとまがありません。例えば労働者および労働環境の改善や安全性に対する積極的な提言を忌避し、なおも勇気をもって発言した者に対する昇格・賃金差別などを行なうことで、自由にものを言えないことで、自主的、民主的運営が阻まれています。これにより、各機関・各企業などが如何に「安全文化の涵養」を叫んでも、崇高な倫理規定を制定しても画餅に終わることに他ならないと考えます。ほんの一例を以下に示します。

研究機関：旧日本原子力研究所：国産一号炉破損燃料を提起した職員の停職3ヶ月を含む3人の処分、JPDR 裁判など

参照：原研労組の歴史

原子力発電所：東京電力渡辺事件、東京電力思想差別訴訟、関西電力人権侵害事件など

参考文献：憲法判例をつくる(1998.10)自由法曹団(編)

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2007.8.21 回答)

倫理規程は企業などの賛助会員も守らなければいけないものだと考えております。そのことは行動の手引の前文に「日本原子力学会会員には個人会員(正会員, 推薦会員, 学生会員)のほか, 企業や法人等の組織が対象となる賛助会員がいる。そのため本倫理規程には, 個人として守るべきものばかりでなく, 組織が守るべきものも含まれている。」と記載しております。また用語集においても会員には賛助会員も含まれることを記載しています。ただ, 組織は個人が集まって構成されているものです。その構成員が自覚し行動しなければ組織はよくなりません。その意味で, 本倫理規程は基本的には個人として守るべきものを並べています。組織は, 学会とは別にそれぞれ倫理規程を定め, 組織をよくしていくことが望まれます。本倫理規程はその参考になればと願っております。日本原子力学会の倫理規程としては原文のままとさせていただきたいと存じます。

#### 2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

##### 匿名希望R様から頂いたご意見

原子力学会の倫理規程について, 意見申し上げます。

原子力学会の倫理規程を拝見しておりますと「原子力技術については云々」という感じになっています。しかし, 原子力技術は科学技術の中の一部です。現在の倫理規程に加えて「科学技術の一部(あるいは中核)をなす原子力技術」という視点での倫理があるほうが良いはないでしょうか。

例えば日本機械学会の倫理規定 <http://www.jsme.or.jp/notice36.htm> では, 前文において「技術の革新に挑戦し」とはありますが「機械技術の革新に挑戦し」とはなっていません。一方で原子力学会の倫理規程では「原子力の(中略)にあたり」と, 倫理規程の適用範囲を原子力に限定しています。もちろん, 原子力学会ですので, 原子力を対象としていることは当然と思いますが, 「原子力に携わる科学者・技術者」である以前に「科学者・技術者」としての視点も必要ではないかと思えます。

また, 憲章に「4. 会員は, 自らの能力の把握に努め, その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する」とありますが, これは「原子力関係の仕事において」適用される様に読み取れます。また, 「重大な危害」が及ばなければ良いとも思えます。もし重大な危害が及ばなくとも, そのような「素人」が作ったかも知れないものを信用することなど到底無理です。技術士倫理要綱

<http://www.engineer.or.jp/gijutsusi/rinri.html> の2にあるように「自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。」といった規程の方が良いのではないのでしょうか?

例えば「原子力発電所の蒸気タービンを設計している技術者が火力発電所の蒸気タービン

を設計する」といったことを考えて見ますと、前者は原子力学会の倫理規程の範疇となりますが、後者はその枠外となります。この例のように同じ「蒸気タービン」を扱うのなら問題無いと思うのですが、以下の例なら、問題があるのではないかと思います。

「原発の蒸気タービンを扱うものが同じ『タービン』だからと原子力以外向けのガスタービンについての設計を（タービンのプロとして）行う」といった例です。

しかしながら、今の倫理規程では、このようなことを戒めることはできないのではないのでしょうか。

実際、以下のような例がありました。

- 以下略 -

（以下では個人名や個人が特定される役職名で出てきますので、ホームページに記載することを避けさせていただきます。）

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2007.8.21 回答）

ご意見の主旨は、「原子力学会の倫理規程が原子力分野での活動における規範にのみ限定しすぎているので、もっと幅広い科学技術分野での活動についても適用されるようにしてほしい」ということだと理解します。しかし倫理委員会としては現在の倫理規程は必ずしも原子力分野での活動に限定されるものだと考えておりません。行動の手引の前文の最初にありますように、この倫理規程は日本原子力学会の会員が「自分自身の言葉に置き直して専門活動の道しるべとする」ものです。自分自身の言葉に置き直す際にこの倫理規程を原子力分野以外の活動に広げることを妨げるものではありません。

また、憲章 4 条の「会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する。」は「重大な危害」が及ばなければ良いというように読めるとのことですが、そうではありません。どんなことがあっても社会に重大な危害を及ぼすことはないようにするという最低限の心構えを書いたもので、自分自身の言葉に置き直す際にはもっと厳しいものとしていただけたらと存じます。なお、わずかでも社会に害を与えることがないように行動するとなると、チャレンジ精神をもって未知の領域を探求することなどできなくなることを倫理委員会では懸念しております。

ご意見からは、「倫理規程とはそれに反した行動をしている人を戒めるためのもの」と考えていらっしゃるように感じます。倫理委員会では、倫理規程とは他人を戒めるためのものではなく、あくまで自分自身の専門活動の道しるべとするものと考えております。したがって、倫理規程の内容を原子力以外の活動にも適用されるように改訂したとしても、他人を戒める役には立たないと存じます。

このような理由から、憲章 4 条の「会員は、自らの能力の把握に努め、その能力を超えた業務を行うことに起因して社会に重大な危害を及ぼすことがないように行動する。」を「自己の専門外の業務あるいは確信のない業務にはたずさわらない。」のように改訂することは必要ないと考えます。ご理解のほどよろしく申し上げます。

## 2007年修正版策定にあたり頂いたご意見

### 伊藤大一郎様から頂いたご意見 1

3 - 3に含まれるかも知れませんが、トラブル等に関する「情報の共有化」についても記載されては？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2009.11.27 回答)

情報の共有化は大切であり、明示的に示すべきとお考えを拝承し、行動の手引 3 - 3 . を次のように訂正します。

#### < 経験からの学習と技術の継承 >

3 - 3 . 会員は、経験から教訓を学び取る。特に原子力施設の事故や故障の経験からは、できるだけ多くのことを学び、その再発防止および類似の事故や故障の未然防止に努めるとともに、情報を共有化し、技術・知見の継承に努める。

なお、「事故や故障の経験からできるだけ多くのことを学ぶ」の中には、自社だけでなく他社の経験から学ぶことも含まれ、ここでも情報の共有化を促しています。しかし防止対策なども含めて情報の共有化を進めるためには、情報を獲得する側の努力だけでなく提供する側の努力も必要です。「情報の共有化」を明示した理由はそこにもあります。ご指摘ありがとうございました。

### 伊藤大一郎様から頂いたご意見 2

社会に受け入れられる、安心を得るためには、何よりも信頼性が必要であるが、昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下しているため、会員個々の行動が信頼を得るしかない困難な時代であるような時代認識も必要ではないでしょうか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2009.11.27 回答)

「昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下している」というご指摘は深く考えると正しいかどうか難しいところです。権威とは自発的に同意・服従を促すような能力や関係のことを言いますが、信頼される組織、信頼される個人こそが真の意味で権威を持った存在となると考えます。威嚇や武力によって強制的に同意・服従させる能力を権力といますが、かつて人々を従わせていたのは権威というより権力だったかもしれません。時代認識として倫理規程に書き込むにはやや不明確な認識であり、またこれを特記することで会員にどのような行動を促そうとしているのかもはっきりしませんので、あえて書かないことにさせていただきます。なお、「昔に比べて権威に対する信頼性が大きく低下している」から「会員個々の行動が信頼を得るしかない」とのお考えには賛成できません。組織の信頼を得るよう努力することも、個々人の信頼を得ることと同様に大切なことです。そして信頼される組織や個人は社会から権威ある存在として認められます。信頼獲得のための努力の必要性については、憲章 2 条や 5 条などに既に明記しております。

## 倫理規程の用語等についてのご意見とそれに対する委員会の見解

### 「啓蒙」について

#### 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

##### 北村正晴様から頂いたご意見

項目 6-2 に「啓蒙」という術語があります。これには強い違和感を覚えます。小生個人としては Public Acceptance という表現さえ、（こちらは正しい技術、価値ある技術を開発しているの、説明を十分すれば受容されるはず）という雰囲気があって無神経に感じます。まして啓蒙（蒙を啓く）では知識のある側が無知な側に十分教えるというトーンが拭えませんが、小生は立地県で何度か講演しましたが、こんな表現は使ったことがありませんでした。知識量に大差がある医者对患者の話し合いの場合でさえ、「医師による啓蒙」や「医師の提案の Acceptance」などとは表記していません。

##### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

ご指摘いただいた点を考慮し、6-2 を以下のように修正させていただきました。

< 科学的事実の普及 >

「会員は、専門知識をわかりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。

（現在はさらに若干改訂されている。）

##### 匿名希望 E 様から頂いたご意見

行動指針 6 - 2 項中「啓蒙」を「提供」に改め、同項中「専門知識を広め、公衆が正しい判断をするよう啓蒙に」を「専門知識を平易な形態で広め、公衆が適切に判断できるよう情報を提供することに」に改める。

（理由）

（1）「啓蒙」の用語には、公衆を愚民視している感があるので、不適切である。（もちろん、一般人には「公衆」足得よう、努力することが期待されていることは確かであるが、同時に、会員の中にも「啓蒙」されるべき者もいないとは言い切れない。これらの点は、原子力学界の倫理規定には表現しにくいであろう。逆に、積極的に一般人の理解能力を涵養するシステムを構築する努力を行うことは、原子力学会としての責務かも知れない。なお、原案では「専門家でない周囲の者」（行動指針 3 - 4）（現在は 3 - 5、「専門家でない周囲の者」は現在削除されている）と「公衆」（行動指針 6 - 2）との関係が不明確であり、用度の整理が必要である。）

（2）公衆との関係では、難しいことを難しく説明し、「どうだ、恐れいったか！」という

ような雰囲気を与えることでは、公衆との関係は良好なものにならない。あくまでも、社会の常識に根差した、あるいは確実に「居場所」のある原子力であるべきである。従って、専門知識を広める際には、難しいことではあるが、「平易さ」が重視されるべきである。

(3) 原子力の知識を広める目的は、公衆の「啓蒙」ではなく、公衆が適切に判断を行うことを可能とすることである。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

「啓蒙」を改め、「専門知識を分かりやすい形で広め、公衆が理性的に自ら判断できるよう、情報を提供することに努めなければならない。」とします。

### 「持続的発展」について

#### 原案に対し倫理規程制定 (2001年9月) までに頂いたご意見

##### 北岡逸人様から頂いたご意見

< 諸課題解決への努力 > についてです。

1 - 3 . (現在は 1 - 5 ) の文案にある「適正な経済成長」という部分ですが、環境経済学という新分野がありますが、成長と発展を区別し、これから日本などで必要なのは経済発展であるとの意見を聞きます。

人間で言えば、成長は大人までの間で、体重や身長が増えます。経済で言えば GNP などの右肩上がりです。しかしいつまでも体重や身長が増加しないように、経済も成長のない発展があり、それが望ましいとの考えです。

例として、原子力事故が生じ、被害救済に資金が投入されても経済的には成長しうる、という事です。しかし、「人類の福祉と持続的発展ならびに地域と地球の環境保全」にはマイナスです。

ここで、案にもあります、持続的「発展」という文言にご注目を！「成長」ではないのです。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたもののようなのです。ということで、案の「適正な経済成長」という部分を「経済の持続的発展」と変えて頂きたいご意見致します。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

「適正な経済成長」には量的のみならず、質的な意味も含めて「適正な」との形容詞を付しましたが、ご指摘のような誤解のないように、成長と発展を明確に区別して、「経済の持続的発展」とした方が良いと思われますので修正いたします。

##### 殿岡衛様から頂いたご意見

前文の「持続的発展」という表現、行動指針 1 - 3 (現在は 1 - 5 ) における「経済の持続的発展」の持つ「発展」の具体的な意味合いはどのようなもののでしょうか。

これらの表現にはなんとなく「人口」や「生産活動」が増加していくという印象が与えられているように感じますが、そうであれば、人類又は経済が発展することを絶対的な善と捉えてよいのでしょうか。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

当初は「経済の持続的発展」と同じ意味で「適正な経済成長」という表現も行動指針（現・行動の手引き）では使っておりました。北岡逸人殿のご指摘で「経済の持続的発展」に統一したという経緯もあります。この「持続的発展」という言葉自体、環境経済学的発想から生まれたものだそうで、「発展」とは「成長」のように大きくなることだけを意味するものではありません。人類または経済が質的により良いものになっていくことは善だと考えます。

### 「安心」等について

#### 原案に対し倫理規程制定（2001年9月）までに頂いたご意見

##### 宮沢龍雄様から頂いたご意見 1

憲章の2番目の文章に「公衆の安心感を得られるように」とありますが、現在世論調査をすれば約半数の人が反対といい、この理由に原子力への不安感をあげているようです。この論法をすすめると「安心を得るには当面推進は見合わせる」オプションもあることになり、推進論調の前文と矛盾が出てくるような印象をもちます。

##### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

公衆の安心感を得る方法は行動指針 2 7 .(現在は 2 - 9 )に述べられているように、「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」のです。会員は、自らの行動を厳しく律し、安全を確保する努力を通じて公衆が安心できるよう努めなければならないし、公衆に「安心」を押し付けてはならないのです。前文が推進論調かどうかはともかくとして、矛盾はありません。

##### 宮沢龍雄様から頂いたご意見 2

行動指針の中身も多少見方を変えると矛盾を感じさせる部分もあります。その一例は 1 - 1 の「人類の福祉」と憲章の 1 , の「平和」、2 の「公衆の安心感」は同じ物か違うものか判別できません。

##### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「平和」は「人類の福祉」の前提条件かもしれませんが、「人類の福祉」は「平和」だけで達成できるものではありません。「公衆の安心感」は「原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」もので、関係ないとはいえませんが「人類の福祉」や「平和」とは別物です。文章が十分練れていなくて申し訳ありませんが、言葉の選択には注意を払ったつもりであります。

#### 斎藤了文様から頂いたご意見 1

2 - 8 (現在は2 - 10) の「安心」が、多義的である。

つまり、公衆の「安心」と自らの「安心」とは、意味が違うはずなのに、同じ言葉を使うと、違和感を覚える。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

たしかにご指摘のとおり、「公衆の安心」と「自らが安心」で「安心」の意味が少し違います。しかし、いずれも心が安まる点で相通じますこと、同じ言葉だから混同の恐れがあるがそれをしてはならないことを強調したいことから、このままにしておきたいと思います。(なお2 - 8 は今回の改訂で2 - 9 になっております。)(現在は2 - 10)

#### 斎藤了文様から頂いたご意見 2

2 - 7 (現在は2 - 9) では、「公衆の安心は、原子力技術を扱う者に対する公衆の信頼感によってもたらされる」と言われている。(公衆の安心は2 - 7 (現在は2 - 9) で定義されている。)5 - 3 では、「公衆の信頼感・安心感を失わないために必要な情報である場合には、これをすみやかに公開しなければならない」と言われている。

2 - 7 (現在は2 - 9) を踏まえた上で、5 - 3 を読むと、公開すべき情報は技術者がどの程度誠実であるかという情報のようにも読める。例えば、原発から漏れた客観的な放射の量という情報ではなく、その情報を「隠していない」という情報に読める。

これは、2 - 7 (現在は2 - 9) の公衆の安心の定義が、少し狭いことに由来するよう思える。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解 (2001.3.21 回答)

たしかに「公衆の安心」は、旧2 - 7 (現2 - 8) (現在は2 - 9) に定義するよりも広く、原子力技術を扱う者が及べないことまで含むことがあるかも知れませんが、この倫理規定ではあえてこの定義に基づいて会員の在り方を示しました。その上で公衆に信頼され安心感を持たれるためには、例えば原発から放射能が漏れた場合には、その具体的な内容に関する情報を公開する必要があるでしょう。(なお2 - 7 は今回の改訂で2 - 8 (現在は2 - 9) になっております)

(5 - 3 ではかつてこのような表現が使われていたが、現在は「公衆の安全上必要不可欠な情報」という表現に直している。)

#### 殿岡衛様から頂いたご意見

班目先生が「安全と安心についてはいくらでも話ができる」とおっしゃっていましたが、もう少し、安心についての解説的表現が必要ではないかと思いました。というのは、私は、安心より信頼性向上を優先したほうがいいのではないかという疑問をもっているからです。「信頼感」が安心を強化するということはその通りかもしれませんが、ぬるま湯に漬かっただけの信頼感による安心もあり、本質をそれる可能性が否定できないと思うからです。



#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.6.19 回答）

安全と安心については委員会でも活発な意見交換がありました。技術者はまず安全を目指すべきでそれに集中すべきという意見、公衆の安心は求めたからといって必ず得られるものでなく倫理規程に盛り込むのは必ずしも適切でないという意見、安全と安心を同列に並べることに問題があるという意見等々です。しかし安全と安心という言葉はトラブル経験を経て原子力分野に定着しています。議論の結果、公衆の安心を得ることはやはり大切だという結論となり、行動の手引き 2 - 8（現在は 2 - 9）を加えております。

なお、信頼性向上は安全確保の第一歩であり、これは安全と分けて強調する必要はないかと思えます。

### 「関係者」について

#### 原案に対し倫理規程制定（2001 年 9 月）までに頂いたご意見

##### 斎藤了文様から頂いたご意見

憲章 3 の「関係者」という言葉が、奇妙にひびく。行動指針を見ると、関係者は「周囲の者」「自らの監督下にある者」を意味している。関係者という言葉遣いがあまりにも一般的すぎるので「公衆」「経営者」「官庁」なども含むのではないかと、最初見たときは思ってしまった。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2001.3.21 回答）

「関係者」には経営者も含まれます。場合によっては公衆や官庁も含まれます。必ずしも自らの監督下にある者だけではありません。この「関係者」をどこまでと考えるかは状況、状況によって変わってきます。行動指針では「周囲の者」と表現していますが、そう言い換えても具体的に範囲を限定できるものではありません。他に適切な表現が見つかりませんので、このままにしておきたいと思えます。

### 「環境」について

#### 第 2 回原子力に関する倫理研究会（2004 年 7 月 23 日開催）で頂いたご意見

##### 匿名希望 N 様から頂いたご意見

「環境」の定義には「大気、水質、土壌、・・・、人類など及びそれらの相互関係」とあり、主に自然界、人類を例示されている。3-5（現在は 3 - 6）が想定示している「環境」は、会員をとりまく組織の問題であると理解されると思うが、これは、「人類など」の「など」に含まれるとの理解で良いのでしょうか？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解（2005.7.12 回答）

「環境」を「大気、水質、土壌、・・・、人類など及びそれらの相互関係」と定義するなら、この場合は「人類など」の「など」に含まれると考えます。なお「環境」という用語は前文や行動の手引前文、1 - 3 . (現在は1 - 5)そして5 - 1 . では「地球環境」ないし「自然環境」という違う意味で使用されています。その点まぎらわしいことは認めますが、ここの表現を変えようとしてもうまい代替案がありませんでした。またこのままでも意味を取り違えることはないと思います。

## 「原子力」について

### 原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

#### 古川和男様から頂いたご意見

「原子力」とは何か? 2 - 2 . (現在は2 - 3)の文章にも関連して。かねがね学会誌上で不可解な用例が目立つ、時と共に一層。東大に始まった学科名問題にも関連して。

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

2 2 (現在は2 - 3)では「原子力」と言わず「核分裂エネルギー、放射線、放射性物質」と書いております。2 3 ~ 2 5 (現在は2 - 4 ~ 2 - 7)では「原子力、放射線関連の施設や作業」と少し一般化した表現をとっております。更に他の項では「原子力」を使っております。本学会に関する技術体系を示す最も一般的用語は「原子力」であることは論を待ちません。更に具体的には、会員が取り扱っている技術について安全性確保が最も重要である分野は、放射線、放射性物質の取り扱い業務、及び核分裂で発生した熱の取り扱い業務です。担当している施設、作業の安全が会員の社会に対する責任上重要であるという趣旨を明示するため、2 2 (現在は2 - 3)では原子力よりももっと具体的な作業内容に対応する言葉を使っております。

(現在はさらに若干表現が改訂されている。)

#### 古川和男様から頂いたご意見(再度)

前回質問について、2 . 2 . のみこの表現にすべき論拠があるとは思えない。再度、『原子力』とは何ですか?

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.6.19回答)

前回の回答と文脈からお分かりと思いますが、作業として「取り扱う」対象をかなり具体化して使った語句です。核分裂エネルギーと放射線が原子力において安全「取り扱い」上、最も重要で分かりやすい物理的現象であることについてはご同意いただけないと思いません。核融合が実用化されたらこの表現では不足しますが、核融合実験施設も現状としては放射線取り扱いが安全上の問題だと思いません。2 - 3 (現在は2 - 4)以降では施設を対象としておりますので、「原子力関連」と対象がややぼやけています。放射線の作業については広義の原子力の一部ではありますが、RI 施設運営者は必ずしもRI 作業が原子力と認めてい

ないところもあります。安全に関してはRI 作業は重要な部分ですので、原子力と放射線を分けて表記しました。

再度検討しました結果、2 - 2 (現在は2 - 3) については、先生方のご意見を尊重し、また2 - 3 (現在は2 - 4) の表現の方が馴染みやすいことも考慮し、2 - 3 (現在は2 - 4) と同じ表現に直しました。

(現在はさらに若干表現を改訂している。)

## 「組織」について

### 原案に対し倫理規程制定(2001年9月)までに頂いたご意見

#### 古川和男様から頂いたご意見

「組織」とは？ 少し説明してあるようであるが、例えば「国家」はどうか？大丈夫であろうか、入れて。では、「学会」は？ 責任が持てるか、まず役員が。持てなければ？

#### 頂いたご意見に対する委員会の見解(2001.3.21回答)

本学会倫理規定の基盤である工学倫理は技術職業人(「工学技術者」の方が適切かも知れません)の職業倫理となるものです。従って工学技術者と所属する組織との関係は工学倫理の観点で極めて重要です。このような意味において、行政府の中の諸機関は組織に該当しますが、生まれながらにして所属する“家庭”や“国家”は組織には該当しません。“学会”はもちろん該当します。